

平成30年9月定例会 県土整備委員会（付託）

平成30年10月1日（月）

〔委員会の概要 危機管理部関係〕

須見委員長

それでは、休憩前に引き続き、委員会を開きます。（10時53分）

これより、危機管理部関係の審査を行います。

危機管理部関係の付託議案については、さきの委員会において、説明を聴取したところではありますが、この際、理事者側から報告事項があれば、これを受けることにいたします。

【報告事項】

- 台風第24号について（資料1）
- 徳島県立南部防災館に係る指定管理者の応募状況について（資料2）

朝日危機管理部長

2点御報告申し上げます。

お手元に御配付の資料1を御覧ください。

9月30日に県内全域を暴風域に巻き込んだ、台風第24号については非常に強い勢力を保ったまま本県に接近し、大規模災害が発生するおそれがあることから、9月30日午前10時に待ち受ける形で災害対策本部を設置し、先ほど解散したところでございます。

資料中段2、人的被害につきましてはいずれも軽傷ですが、徳島市、鳴門市、小松島市において3名の方の被害が発生しており、3、住家被害につきましては、床上1棟、床下1棟、一部損壊1棟が発生したところでございます。

4、非住家被害につきましては、一部損壊が1棟発生したところでございます。

5、農林水産関係及び6、公共土木施設の被害につきましては、現在調査中でございます。

今後、調査により被害の詳細が判明してまいりましたら、関係部局と緊密に連携しながら、対応に万全を期してまいります。

次に、徳島県立南部防災館に係る指定管理者の応募状況についてでございます。

お手元に御配付の資料2を御覧ください。

1、募集スケジュールにございますとおり、7月24日から県のホームページに募集の概要を公表するとともに、希望者に対し募集要項等を配布し、指定管理者の公募に必要な手続を順次行ったところであり、去る9月25日の申請書類の受付終了までに、2、応募状況に記載のとおり、1団体から申請がございました。

今後、指定管理候補者選定委員会における審査を経て10月中旬に候補者を選定し、12月定例会に議案として提出いたしたいと考えております。

以上、御報告申し上げます。

よろしく御審議のほど、お願いいたします。

須見委員長

以上で、報告は終わりました。
これより質疑に入ります。
質疑をどうぞ。

山田委員

数点聞きたいと思います。その前に本当に皆さん大変な中、御苦労様でございます。お疲れ様でした。

少しの被害だったという報告が部長からあり、我々も一安心です。しかし、まだ全国的にもいろいろなことがあります。やはりその影響については注意していかなければならないと思っております。

まず、第1点は、最大震度7の北海道胆振東部地震です。

国内で初めて管内が全域停電となった、ブラックアウトの問題です。県民にも不安の声が広がり、企業局で少しこの件についても聞いたわけですが、事前の防災対策特別委員会でも議論があったように聞いております。一応、四国電力は全域停電の可能性は低いと言われておりますが、改めて四国で巨大地震等が発生した場合は心配ないのか御答弁ください。

北村とくしまゼロ作戦課長

北海道胆振東部地震で発生しましたブラックアウトについて、四国では起こることはないのかという御質問でございます。

四国電力に確認しましたところ、山田委員が御質問の際にお話しいただいたとおり、この可能性は低いとお伺いしております。

山田委員

四国電力に聞きましたということです。しかし、北海道電力は今回のような大規模停電を想定した訓練は実施していなかったと言われております。本県の場合、そういう訓練はしたことがあるのかという点についてお伺いします。

北村とくしまゼロ作戦課長

四国電力に確認しましたところ、四国電力においては発電所の防災対策ですとか、電力供給の信頼の維持向上に向けて送電線の多回線化、変圧器の多重化とか大規模災害に対する復旧訓練を実施しているとお聞きしており、その訓練の中で、年1回、万が一のブラックアウトを想定した訓練も実施されているとお聞きいたしております。

山田委員

四国電力としては年に1回ブラックアウトを想定した訓練をしているということです。

そこで、北海道胆振東部地震のブラックアウトが深刻となった以降、四国電力の佐伯社長が大規模災害への備えの重要性を再認識したと語られております。

四国電力から、ブラックアウトは非常に可能性は低いと発言はされてますが、何らかの

情報交換や今後の取組などで県と意見交換等があったのですか。

北村とくしまゼロ作戦課長

北海道胆振東部地震のブラックアウトにつきまして、四国電力とは徳島県で起こり得るかどうかいふことで、防災対策も含めた意見をお伺いしたところでございます。

山田委員

意見は何ったということで、少し突っ込んで聞きたいのですが、一応、全域停電の可能性は低いと言われてます。そこで、特に北海道でも大規模な火力発電が止まった結果と言われているわけですが、四国電力全体で火力発電の占める割合、特に阿南市に集中しているわけですが、その比率がどれぐらいなのか。

須見委員長

小休いたします。（11時01分）

須見委員長

再開いたします。（11時01分）

北村とくしまゼロ作戦課長

すみません、詳細な資料を持っておりませんので後ほどお願いいたします。

山田委員

2018年の資源エネルギー庁が発表した火力依存度で、四国電力で火力発電は73%、その内、阿南関係が52%という数字も報道されている。ということであれば全域停電の可能性は低いというものの、阿南のほうで仮にそういう事態が起これば、やはりブラックアウトに近いような状況が起こるのではないかと。四国電力は心配ないと言うが、県としてブラックアウトの状況をどう把握されているのかということと、防災対策特別委員会でも想定外は使いたくないと度々言われてます。その想定外を含めて、これが本当に大きな影響を与えたということは北海道胆振東部地震の教訓の一つでもあるわけですから、対応や把握等について四国電力に聞くのが当然だが、県としてどう今後対応するつもりなのかお伺いします。

北村とくしまゼロ作戦課長

先ほどから申し上げておりますとおり、北海道胆振東部地震の発生後、四国電力はどうかといった確認をしているところでございます。重ねてになるのですが、四国ではブラックアウトの可能性は低いという中で、北海道の場合は、苫東厚真火力発電所の割合が半分近くで、そこが止まってしまった、何度かブラックアウトを避ける操作をされたが、原因を今究明中ということでございますが避けられなかった。

四国電力からお聞きしておりますのは、そういった一つの発電所に発電が偏っておらず、四国の場合はほかにも発電所が分散されてるといふこともお伺いしております。ブ

ブラックアウトという事態が発生しましたら、災害地のみならず県民の皆様の生活に多大な影響が発生すると思いますので、今後とも四国電力とも意見交換をし、そういう確認をさせていただきたいと思います。

山田委員

この問題については、四国電力からの発表は当然聞いている範囲内で分かっているのですが、県として想定外のこと起こるのではないかという疑念を持って、いろいろな角度からこのブラックアウトの問題について取り組むことが重要だと思いますので、これは引き続き見ていきたいと思います。

次に、頻発している地震豪雨災害の問題も聞いておきたい。

県内24市町村のうち、洪水ハザードマップ、土砂災害ハザードマップ、液状化マップの作成状況について教えていただけますか。

須見委員長

小休いたします。（11時05分）

須見委員長

再開いたします。（11時06分）

北村とくしまゼロ作戦課長

洪水ハザードマップと土砂災害ハザードマップについては持ち合わせておりませんが、液状化マップにつきましては、現在24市町村中10市町で作成済みです。

山田委員

液状化マップは10市町だということですね。

県内で10市町というのはこれで液状化対策として十分なのかということと、全国的に洪水や土砂災害に比べて、液状化マップは非常に少ないと言われてますが、本県の場合はそういう事態があるのか、あるとしたらその原因についてもお伺いします。

北村とくしまゼロ作戦課長

全国的に見て少ないのではないかという御質問でございます。

液状化マップにつきましては、先ほど申しましたとおり24市町村中10市町で作成済みでございます。

本県におきましては、南海トラフ巨大地震、中央構造線・活断層地震につきまして、液状化の可能性を示しました、液状化危険度分布図を作成しておりまして、普及啓発を行っております。

作成した市町に内容を確認しましたところ、いずれも本県の南海トラフ巨大地震液状化危険度分布図を活用して作成をしています。このため液状化マップを作成していない市町につきましては、この液状化危険度分布図を御覧いただくと、同様の情報を得ることができます。

山田委員

10市町は液状化危険度分布図を参考に作成しているが、まだできていない所があるということで、この面では液状化マップは、県内24市町村で全ての市町村が本来は作成しないといけないのかという点についても聞いておきたいと思います。

北村とくしまゼロ作戦課長

液状化マップを市町村が作成しなくてはならないかという御質問でございます。

液状化マップにつきましては、地震防災対策特別措置法に努力義務ということになっておりますので義務化はされていないということです。

山田委員

義務化されていないのはよく分かっている。義務化されていないが徳島県内でいうと10市町は作成している。それ以外の所は、県として必要な市町村はあるのではないかと、もう10市町で十分なのか。しかし、どこでも地震は起こり得ることから見たら必要ないが努力義務ということで、その見通しについてお答えください。

北村とくしまゼロ作戦課長

各市町村で液状化の状況、危険度の状況を把握するのは非常に重要だと思っておりますので、我々としては市町村にこの内容について周知を図ってまいりたいと考えております。

山田委員

つまり県内どこでも努力義務とは言うものの液状化マップは必要だが、残念ながら諸般の事情でできていない。それは県が粘り強く市町村と連携を取って、液状化マップを全ての市町村で作成する方向で努力したいということでいいのですね。その点だけ確認。

北村とくしまゼロ作戦課長

液状化マップの重要性につきましては、今後各市町村に説明してまいります。

山田委員

次にいきます。西日本豪雨などの検証問題もされています。その中で防災専門家の方から治水が進んで水害が過去のもものとされた結果、防災対策が地震対策偏重になった側面があり、近年の異常気象による豪雨災害に対応できていない。あらゆる災害を想定して体制を整えるべきだという意見も新聞で出されております。

偏重しているかどうか別にして、我々の所は南海トラフや中央構造線や県内の八つの活断層という点から見たら当然必要なことですが、豪雨に対しての体制が残念ながらまだまだ不十分という点が専門家からも指摘されておりますが危機管理部としてどう確認しているのか。

北村とくしまゼロ作戦課長

豪雨対策が不十分でないかという御質問を頂きました。

御存じのように、南海トラフ巨大地震、中央構造線・活断層地震、そういった取組をこれまでやっておりましたが、同時に県内でも豪雨災害が発生しておりまして、我々としては、今後これまでの取組ですとか、県外の事例また国の動きもあると思いますので、そういうことも参考にして豪雨災害対策についても引き続き検討してまいりたいと考えております。

山田委員

豪雨対策についても必要なことはやってきているという状況だと、しかし、こうしている間も専門家の皆さんは地震対策が必要だ、私自信もどうしても必要だと思います。

豪雨災害が起こった場合に、岡山県の事例を見ても非常に深刻な事態が生まれている。徳島県では幸い今までの台風ではそういう状況になかったが、この点についても本格的な体制強化ということ併せて、限られた人員で限られた予算ではあるのですが、示していくことが必要だと思いますが改めてこの点いかがでしょうか。

北村とくしまゼロ作戦課長

これまで、南海トラフ巨大地震、中央構造線・活断層地震とともに暴風雨対策についても取り組んでまいったところをごさいますして、取組自体が不十分だったとは考えておりませんが、今回の7月豪雨、また国の動向などを踏まえまして、今後改めて検討してまいりたいと考えております。

山田委員

豪雨災害でもう一つ検証が要る。全国的に言われているのが住民の皆さんへの周知の問題です。防災行政の専門家から周知に切迫感が届かなかつたと度々言われております。

岡山県や広島県と各地で出ているわけですが、この豪雨災害での切迫感を市町村とともに進めていくということは非常に重要な取組になると思います。今まで豪雨対策もしっかりやってこられているということをつかんだ上で聞いているのですが、更に今回の西日本豪雨等から、市町村との切迫感の共有や伝達の方法、地震では南海トラフの臨時情報について海陽町で調査されていると新聞報道で見ましたが、豪雨災害の共有については、まだ県民の中でも十分になっていないと思うのですがいかがでしょうか。

北村とくしまゼロ作戦課長

切迫感が伝わっていないのではないかということですが、まず住民の方への情報伝達につきましては、防災行政無線の屋外スピーカーですとか、市町村によって状況は違いますが、防災無線を受信する各戸にある戸別受信機、携帯電話会社が出すエリアメールや緊急速報メール、そういったものでいろいろ情報伝達の複線化というのを図っておりまして、住民の皆様へ避難情報などの重要緊急情報というのを届ける仕組みができてございます。

切迫感というところをごさいますすが、市町村も今回の災害もそうだったのですが、避難情報とか避難準備、避難勧告、また高齢者などに情報を出し、危険な箇所を迅速に出して

いただいております。切迫感が伝わっていないという御指摘につきましては、国でも避難関係の検討がされているということですので、そういったものを参考にしながら取り組んでまいりたいと考えております。

山田委員

つまり県としては、市町村と関係機関とともに今回の西日本豪雨を含めて対策を立てる、国の動きもあり協議も進めて対策を取っていくということでのいいのでしょうか。

北村とくしまゼロ作戦課長

国の検討内容も踏まえ考えてまいりたいと思います。

山田委員

今日は、お疲れのところ申し訳なかったのですが、やはりこの問題については県民からもいろいろな声が出ていますので、引き続きこの問題についても聞いていきたいと思えます。

次に、水道ビジョンの骨子案についても聞きたいと思えます。

まずは、3区域統合という報道もありました。この内容について簡潔に御報告ください。

久米安全衛生課長

水道ビジョンの検討状況についての御質問でございます。

水道ビジョンにつきましては、去る5月29日に学識経験者、利用者等で構成する水道ビジョン検討委員会を立ち上げました。

これまでに3回開催いたしまして、安全安心な水の安全供給体制の構築、老朽化施設の計画的な更新、大規模災害に備えた支援受援体制の確立、リダンダンシーとなるバックアップ体制の検討、それから地震のみならず土砂災害、浸水災害などの様々な自然災害の対応の必要性、市町村の枠を超えた経営基盤の強化などについて御意見を頂きますとともに、本県の豊かでおいしい水を全国的にアピールしてはどうか、地域条件等を勘案し3ブロックに分けて広域連携を検討してはどうかといった御意見を頂いたところでございます。

また、広域連携の推進につきましては、水道事業のあり方研究会等との情報共有をしながら県民の皆様の御意見、議会での御論議をしっかりと踏まえ進めてまいりたいと考えております。

山田委員

そういう方向だということですが、少し現状について数字的なものも聞いておきたい。

水道料金の格差、給水人口の差などそれぞれ上水道を扱っている所で格差があると言われてます。

県内の上水道の基幹管路の耐震適合率も含めて数字を御報告いただけますか。

久米安全衛生課長

水道事業に係ります統計的な御質問でございます。

まず、給水人口でございますが各市町村で格差がございまして、徳島市が23万9,483人、それから一番小さな所が美波町で3,358人でございます。

また、水道料金でございますが一番高い所が石井町で4,108円、それから一番低い所が阿南市の1,932円、平均で2,663円でございます。

須見委員長

小休いたします。（11時21分）

須見委員長

再開いたします。（11時21分）

久米安全衛生課長

基幹管路の耐震適合率は26.1%でございます。

山田委員

だから北島町みたいに100%の所とのいわゆる町村の格差、それについてどうかという点について御報告ください。

須見委員長

小休いたします。（11時22分）

須見委員長

再開いたします。（11時22分）

久米安全衛生課長

基幹管路の耐震適合率でございます。

耐震適合率が一番高いのが北島町の100%で、一番低い所が阿南市の9.8%でございます。

山田委員

差があるなと思います。

もう一つ、県内の簡易水道の現状はどうなっているのか分かっていたら教えてください。

（「同じ期間ですか」と言う者あり）

時間の関係で後で結構です。簡易水道等についても質問していきたいと思いますので、これは聞いた上でということにしましょう。

問題は、国は水道事業の将来について深刻な技術者不足による人の問題、更新需要を迎えた施設の工事や耐震化の物の問題、さらには人口減少による水道事業の低下に伴う収入

源いわゆる金の問題という課題に直面して、この危機的状況だという認識の下で、こういった官民連携が唯一の解決策だという方向で、今、都道府県にこういった議論が起こっているわけです。

私は、この報道を見ていて思うのですが、水道は広域化になじむのか。電気やガスに比べると圧倒的に重い、遠くに運ぶのに電力コスト等もかなり掛かる。更に残留塩素の問題も大変だという点からも、果たして広域化ありきというだけでよいのか。ずっとその点を疑問に思ってきたわけですが、その点は県としてはどうお考えなのか。

久米安全衛生課長

広域化の必要性についてでございます。

委員御指摘のように広域化、それから官民連携だけが水道基盤の強化、経営基盤の強化を維持すると考えているわけではございません。

安定供給を維持していくため、水道経営基盤の強化を図ることが重要であることは間違いないことではございます。そのためには、広域連携が有効な方策の一つであると考えており、地域の実情を考慮しながら広域連携を進めてまいりたいと考えてございます。

山田委員

広域化と官民連携をセットで進めていくという国の方針に対して、徳島県の実情から、そのこと自身が良いか悪いかを含めての恐らく検討となるのですが、徳島県でもコンセッション方式導入ということは、このビジョン骨子案の討議の中では課題として出ているのか。

久米安全衛生課長

コンセッション方式についてどうかという御質問でございます。

官民連携につきましても様々な官民連携があるわけではございまして、例えば水道検針も民間委託、施設の民間委託による管理、それから委員御指摘のコンセッション方式など、いろいろな官民連携があるわけではございまして、それが果たして徳島県の水道事業になじむかどうかにつきましても、これは市町村で、どういう官民連携が水道事業に適正であるのかということをお議論しながら進めていくものだと考えてございます。

山田委員

議論の行方によってそれだけではないという趣旨の答弁だったかと思うのですが、水道事業というのは本来住民の生存権に直接関わる、非常に高い公共性を持っている。

水道法の2条の2には、地方自治体はその地域流域の自然的背景を熟知して水道事業を計画することになっている。貴重な自己水源の問題等もあって、やはり保全していくことも重要ではないかと思うのですが、そういう点を含めて今後、水道ビジョン案に基づいてどのようにスケジュールして展開していくのか。

また、やりとりの中心は専門的なものであるもので、住民の皆さんへの意見聴取等も含め、スケジュールはどうなっていくのかという点についてお伺いします。

久米安全衛生課長

水道ビジョンのスケジュールについてでございます。

先ほどから申し上げていますが、水道ビジョン検討委員会、水道事業のあり方研究会、両検討会の中で広域連携のあり方も含めまして、平成30年度に策定する方向で考えてございます。

また、自己水源であります。そういった部分につきましても検討会の意見あるいはあり方研究会において広域連携のことも含め、パブリックコメント、議会の御議論も通じまして十分論議していただいた上で策定してまいりたいと考えております。

山田委員

平成30年度中にこの水道ビジョンを策定するということが出ました。

もう少し具体的にパブリックコメント等の実施時期と合わせて水道ビジョン策定後の取組はどう考えられているのかという点についても御答弁ください。

久米安全衛生課長

水道ビジョン策定の詳しいスケジュールやビジョン策定後の今後の進め方ということでございます。

水道ビジョン策定のスケジュールにつきましては、先ほど申し上げたとおりでございます。今後、議会での御議論やパブリックコメントを通じまして年度内での作成ということで御理解いただきたいと思います。

それから、水道ビジョン策定後の進め方でございますが、これはやはり市町村あるいは各水道事業体の意見を聴取しながら、その在り方が良いのかというのを十分検討しながら進めてまいりたいと考えております。

山田委員

その状況について見守っていくのですが、年度内にこの水道ビジョンの策定ということですから、議論されるのは次の議会が大きな山場になる。しかし、不安材料等、また全国でもいろいろな動きがあるようです。

香川県では徳島県と形状が違うが、香川用水等の問題などで、既に早い段階で広域化という問題になっているし、浜松市の問題もある、国の動向もあるという状況なので、引き続きこれについては質問を重ねていきたいと思っております。

庄野委員

私からも、こここのところ自然災害が続いておりまして、昨日の台風第24号においても、皆様方大変な御苦労されたと思っております。御苦労様でございました。また県内でも被害が少なかったとはいえ、人的被害それから家の床下浸水等も被害が出ておりますのでお見舞い申し上げたいと思っております。

また、台風第25号が南の海に発生しているということで、本当に今年はちょっと来過ぎるなど思うぐらいですが、十分備えをよろしくお願いしたいと思います。

それと、ブラックアウトの問題が山田委員からございましたが、私も畜産に関わった仕

事をしておりましたので、北海道で乳牛がミルカーで絞れなくなった、電気が要りますから廃棄したり、絞れないから乳炎になって死んでいたりしている姿を見て本当に心を痛めました。北海道は大きな酪農家が多くございますので、自家発電施設も備えている所もたくさんあると言っていました。県内で大きな酪農家もあるのですが、そこらは備えているとは思いますが、非常時のブラックアウトなどで電源が全て失われると、多分同じような状況というのが生まれてくると思います。是非、四国電力とも十分協議をして、そうしたことがまずないように進めていただきたいのと、今日、小水力発電、マイクロ・ピコ水力発電の話も企業局ではあったのですが、そうした小規模分散型のエネルギーもいろいろな部局が考えています。危機管理部としてもそうした電源をいろいろな所に分散型を確保している課題についても頭の中に入れていただいて、是非、安心安全を進めていっていただきたいと申し上げておきたいと思えます。

質問は、先日9月23日に神山町の動物愛護管理センターにおきまして、これ毎年動物愛護週間にやられてます、動物愛護のつどいに私も行ってまいりました。

動物愛護管理センターが15年たちまして、殺処分数がホームページに載っていますので私から申し上げますが、動物愛護管理センターができる平成15年の殺処分の合計頭数が1万263頭、犬が6,571頭、猫が3,692頭。それが平成29年度は殺処分頭数が1,000頭を切りまして873頭になりました。犬の処分が617頭で猫の処分が256頭です。

本当にこの間に動物愛護管理センターを中心として犬猫を一度飼えば家族と同じで、捨てたり処分されないようにという愛護の思想で、学校にも赴いていろいろな啓発行事の成果が現れているのだろうと心から敬意を表します。

それと県、市、それから公益社団法人徳島県獣医師会におかれまして、本当にこのことについては熱心にやられており、これだけ減ったというのは私もすごいと思えますし、とはいえまだ873頭の生きるべき命が失われているということで、これについても何とかしなければいけないとも言われておりました。

譲渡施設きずなの里ができて、譲渡会を通じて収容された犬や猫を伝染病の予防注射もしながら譲渡していくということも随分行われており、本当に先進的な取組に徳島県はなってきたと思っております。

そこでお聞きしたいのは、誰かが餌をやってくれるだろうとか、誰かがもらってくれるのではないかという気持ちで公園に猫を捨てたりする方も今までにおいでました。それを防ぐために地域猫の取組ということで、今まで城山の徳島公園でありますとか眉山の西部公園、そういう所で猫を収容して避妊手術をし、V字カットをしてこの猫は避妊手術しているということで放す。野外で猫は生きていくには非常に過酷な環境ですので、そうしていくうちにいなくなるだろうという活動をして成果も出ていると聞いております。この間の23日に話をした方は、池田町で動物愛護に非常に熱心に取組を進められている方で、池田の板野公園にも猫がたくさんいる、それと、徳島の大神子公園、蔵本公園にもそうした猫がいるということです。これについても何とか取り上げていただいて、そうした動物を遺棄しないように、動物を遺棄するというのは犯罪だと思っております。法律で捨てるのはいけないし、また一度飼った犬や猫は終生飼養といいまして、最後まで家族と同じように飼ってあげるのが決まっております、そういう遺棄しないような啓発と、今いる猫がかわいそうな繁殖を繰り返さないようにという依頼も受けました。そうした地域猫活

動、公園の猫を助けていく活動と啓発も含めて、今まで県として動物愛護管理センターを中心にやられてきた実績と、今後そうした指摘されたような公園の猫をどう捨てられないようにするのか、またどういう形で対処していこうとしているのかお聞きしたいと思えます。

坂東動物愛護管理センター所長

地域猫の活動について、飼い主のいない猫対策の取組状況の御質問を頂きました。

徳島県では適正な猫の飼養と飼い主のいない猫対策といたしまして、平成21年に猫適正飼養ガイドラインを策定し、飼い猫の室内飼養や避妊・去勢手術の推進を行ってまいりました。また飼い主のいない猫による生活環境への被害の軽減と繁殖防止のため、平成22年度から地域における人と動物の共生支援モデル事業といたしまして、地域住民が主体となって実施する地域猫活動の支援を行ってまいりました。

これまでに平成30年8月現在で、県内115か所を地域猫の活動地域として指定しております。1,945頭の避妊・去勢手術を実施しております。その結果、猫の殺処分頭数は平成20年度の2,467頭から平成29年度には256頭と約10分の1まで削減されております。

しかしながら依然として飼い主のいない猫に対する相談が、センターに多数寄せられております。このことから地域に根ざした対策を効果的に行うため、平成28年度から新たに飼い主のいない猫への避妊・去勢手術などを推進する市町村に対しまして、県から補助金を交付し支援を行っております。

飼い主のいない猫に起因する諸問題の解決と殺処分頭数の削減のためには、地域住民の御理解とボランティアの協力が必要不可欠であることから、今後より一層、市町村と連携を強化し、地域猫活動やTNRといった飼い主のいない猫対策を推進して市町村としっかりと支援していこうと考えております。

庄野委員

地域猫活動ということで平成22年度から順次やられ、その間に1,945頭の避妊・去勢手術をしているということで、その効果は確かに殺処分数が減少してきていることに表れていると思えます。

しかしながら、やはり現実的に大きな公園などに、うちの猫が産んでしまい子猫の引き取り手がいない、誰か飼ってくれんかなという気持ちで遺棄した猫がそこに居着いて繁殖を繰り返してしまう。結局、暑さ寒さの厳しい環境の中で短命に終わるのです。ここでは猫ですが、そうした犬とか猫を少しでも少なくするために、池田町の公園や大神子公園、蔵本公園などそういう所も、動物保護団体の方はよく知ってますから、是非話をされてどういう対処していこうかというのを少しずつやっていただきたい。それと県民の皆さん方に、動物を遺棄する、生まれた子供を野外に放置するというのは犯罪であるということをもっと周知していただいて、終生飼養ということの大切さ、もし自分がかわいがっている猫や犬に子供ができて飼えないとか、もらってもらえないというときには、今も言われたように避妊・去勢手術を進められていることは承知しているが、是非この取組も市町村、獣医師会とも連携してより深く進めていっていただきたいと思っております。

それと次の質問は、きずなの里ができて半年ですが、この前も少し見せてもらったので

すが、毎月2回、譲渡会を開催しており、譲渡会にかなりの方が参加をされて、これはNPO法人や一般の愛護団体の方々にも御協力を頂いて、收容されてきた猫や犬をきちんと一般の家で飼えるように、衛生状況、ワクチネーションもして提供をしている。ある程度の実費は頂いているということで、非常に譲渡の数も増えてきております。

この譲渡数も平成29年度では、犬が259頭、猫が59頭ということで、譲渡されなかったら殺処分されるわけでありますから、飼っていただくということは、重要なことだと思っております。そうしたことを増やす中で殺処分を私は最終的にはゼロに持って行っていただきたい。

県も殺処分をゼロにするという意気込みでやられておりますが、お聞きしたら、動物愛護管理推進計画を作っております。これが5年を目途に見直すということで、見直しの年に当たると思います。殺処分ゼロにするというのはこれからも大変な努力がいると思っておりますが、それに向けての県の方針についてお聞きしたいと思っております。

坂東動物愛護管理センター所長

徳島県の動物愛護管理推進計画についての御質問を頂きました。

徳島県動物愛護管理推進計画は、動物の愛護及び管理に関する法律第6条に基づき策定され10年ごとに見直すこととされております。

県では平成20年4月に開始されました10か年計画として徳島県動物愛護管理推進計画を策定し、平成26年4月の改定により、平成30年度には殺処分頭数を540頭に減ずることを目標に掲げております。今年度は計画最終年度であるとともに、新たな徳島県動物愛護管理推進計画の策定の年でもあります。

今後は有識者や動物愛護団体、行政から構成する動物愛護管理推進協議会での協議を頂きながら、今年度末を目途に動物愛護管理推進計画の改定を行いたいと考えております。

数値目標については実績数を踏まえ、動物愛護管理推進協議会での協議を基に検討してまいります。

庄野委員

平成21年から平成30年までで10年間ということは、今年で一応計画が一つ終了するというので、新たな計画作りに向けて動物愛護管理推進協議会で議論をしているということでございます。

その中で、病気、けがした犬や猫はなかなか譲渡に向かないと思っております。殺処分をゼロにしていくというのはハードルも高いと思っておりますが、是非、殺処分ゼロにする目標というのは大きな意味で非常に県民に対してのアピールにつながります。犬、猫を公園とかに捨てたり河川に放置するということは、大分少なくはなっていると思っております。野良犬も野良猫も余り見受けませんが、公園などに放置して、ここだったらいいだろうと安易にしようということがございます。計画を作って、それを実行していくためには県民の協力が必要です。動物愛護管理センターの職員たちが小学校、幼稚園、中学校に行き、そうした愛護の思想を普及啓発することが非常に重要なこととございまして、猫の赤ちゃんが生まれたらかわいいけど家で飼えない、もらい手もないから捨ててくるということをお母さんやお父さんが言えば、絶対子供は泣いて反対すると思っております。こんなことをした

らかわいそうと。学校でも動物愛護管理センターの職員が来て、そういうことはしてはいけない、動物の命も人間の命も命なんだということを習ったと、子供が家庭で親に言えば親は絶対に捨てません。そういう取組を今後も継続していただきたいのと、徳島県では殺処分ゼロに向かってやっている、これからも普及啓発と思います。十分良い取組の施設が神山町にごさいます。きずなの里という譲渡の拠点もできましたので、是非それを有効的に活用いただいて、次の計画10年間では確実にゼロにしていくんだという崇高な方針を打ち立てて、頑張ってくださいたいということをお願いして終わります。

須見委員長

ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と言う者あり）

それでは、これをもって質疑を終わります。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

危機管理部関係の付託議案は、これを原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

御異議なしと認めます。

よって、危機管理部関係の付託議案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

【議案の審査結果】

原案のとおり可決すべきもの（簡易採決）

議案第1号

以上で、危機管理部関係の審査を終わります。

次に、委員長報告の文案はいかがいたしましょうか。

（「正副委員長一任」と言う者あり）

それでは、そのようにいたします。

次に、当委員会の閉会中継続調査事件についてお諮りいたします。

お手元に御配付の議事次第に記載の事件については、閉会中に調査することとし、その旨、議長に申し出たいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に、当委員会の後期の県内視察についてでございますが、10月23日に県中央部において、官民協働による維持管理に関する意見交換会や鳴門総合運動公園に関する調査のため、関係施設を視察したいと考えておりますがいかがでしょうか。

（「異議なし」と言う者あり）

それでは、さよう決定いたします。

これをもって、本日の県土整備委員会を閉会いたします。（11時52分）